

生産緑地法第10条による買取り申出及び生産緑地法第15条による買取り希望の申出に関する提出書類について

1 提出書類

(1) 生産緑地買取り申出書（第1号様式）又は生産緑地買取り希望申出書（第2号様式）

(2) 位置図

都市計画課発行の1/2500の都市計画図

(3) 公図の写し、全部事項証明書

法務局が発行したもの（発行日から3か月以内のもの）

(4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明書

農業委員会が発行したもの※

(5) その他添付書類

ア 主たる従事者が死亡の場合

(ア) 住民票の除票（世帯全員）又は戸籍謄本

(イ) 相続関係説明図（死亡年月日等が記載されている家系図で、法定相続人を記入）

(ウ) 遺産分割協議書又は買取り申出に関する協議書

イ 主たる従事者が故障の場合

(ア) 住民票の抄本（世帯全員）又は戸籍謄本

(イ) 医師の診断書（農業に従事することができない旨を表記したもの）

ウ 生産緑地地区が土地区画整理法による仮換地指定を受けている場合

(ア) 仮換地証明書（土地区画整理組合が発行したもの（発行日から3か月以内のもの））

(イ) 仮換地図（土地区画整理組合が発行したもの（発行日から3か月以内のもの））

エ 申出地に他人の権利が付いている場合

消滅確約書（第5号様式）

2 提出部数

各2部ずつ（正本1部、副本1部（コピーでも可））

※ 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明書に関する事務については、みどりの推進課にお尋ねください。